
1003. 船舶基本情報訂正呼出し

業務コード	内 容
VBY11	船舶基本情報訂正呼出し

1. 業務概要

「船舶基本情報登録（VBX）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。
呼び出された情報は、「船舶基本情報訂正（VBY）」業務において訂正を行うことが可能である。

2. 入力者

税関、船会社、船舶代理店

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ③船舶代理店の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と本邦のいずれかの港において受委託関係がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 船舶DBチェック

- ①入力された船舶コードに対してVBX業務が行われていること。
- ②VBY業務により削除されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照）

(2) 船舶基本情報呼出情報編集処理

船舶DBより編集処理を行う。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
船舶基本情報呼出情報	なし	入力者